

○多可町公式ツイッター運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多可町がTwitter（以下「ツイッター」という。）を町民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 多可町が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取決めをいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は多可町とし、アカウントの管理、ツイートの発信は企画秘書課が行う。

2 ユーザー名はtakatownとする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのユーザー名を町ホームページ上に明示するものとする。

(アカウント運用ポリシーの策定と明示)

第5条 アカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法についてアカウント運用ポリシーを策定し、ツイッターのプロフィール欄で明示するものとする。

(掲載内容)

第6条 ツイッターで、次に掲げるものをツイートするものとする。

- (1) 町ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 企画秘書課から何らかの手段で町民等に情報提供したもの
- (3) たかちょう防災ネットなどメール配信システムで配信したもの
- (4) 防災行政無線で放送したもので、特定の個人を特定できる情報以外のもの
- (5) その他企画秘書課長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 リプライは原則行わない。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が発信したツイートで、特に企画秘書課長が認めるものはこの限りではない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が発信したツイートで、特に企画秘書課長が認めるものはこの限りではない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に企画秘書課長が認めるものはこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として多可町が運営するホームページのみとする。ただし、国、県、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に総務課長が必要と認めるものはこの限りではない。

(公式アカウントの停止又は削除)

第9条 ツイートが困難になった場合、その理由を多可町ホームページに明記し、公式アカウントを速やかに停止又は削除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、企画秘書課長が別に定める。